

生坂村就学ガイダンス



就学相談の位置づけ

年齢	名称	担当部署
乳児	乳幼児健診	健康福祉課
1歳	お誕生教室	
2歳半	2歳半教室	
1歳半・3歳	幼児健診	
就園前	子育て相談会	教育委員会
就園予定児	すくすく相談会	健康福祉課
3歳～高3	就学相談	教育委員会

保護者各位

就学に向けて

生坂村教育委員会

生坂村教育委員会では、小学校入学に向けて次のような日程で準備を進めます。

○就学相談(5月～)

入学にあたり、心身の健康面、集団生活での行動面、対人関係、生活環境などについて不安や心配があるお子さんの入学について、安心して学校生活を送れるよう専門の相談員が相談にあたります。

保護者等から就学相談があった場合、医学的、心理学的、教育的、社会的などさまざまな視点から、お子さんの能力や適応性等を把握し、望ましい成長、可能性を最大限に発揮できる就学先や支援方法についてお子さんや保護者の方のご意向を踏まえながら、*1教育支援委員会内で検討していきます。詳細は裏面をご覧ください

○入学児童名簿作成(10月頃)

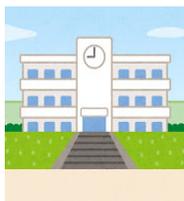
○就学児童健康診断・発達検査(11月頃)

○1日入学(翌年1月頃)

保育園と小学校の主な違い

	保育園	小学校
日課	活動単位での大きな区切り	45分単位での細かい区切り
活動	遊びや好きな活動を中心に活動量が多い。具体物や視覚情報を用いた指示が中心	教科学習中心で細かい区切りも増える。文字や言葉による指示が多くなる
身辺自立	必要に応じた支援を受けながら生活を送る	一人のできる事が前提となり、限られた時間で行なう
行動	集団に入らない別行動も比較的認められる	学級集団での行動、同一行動への参加が前提
登下校	保護者と一緒	一人で登校帰宅
給食	準備から給食を終えるまで1時間くらい	準備から給食を終えるまで40分くらい
名前	〇〇「ちゃん」	〇〇「さん」〇〇「くん」

*上記の生活の変化を踏まえ、保育園では少しずつ小学校へスムーズに移行できるよう、取り組んでいます。



就学相談のご案内

就学相談って？

お子さんにあった保育園等での過ごし方や就学先などを、保護者と一緒に考える場です。入園後、小学校への進学や進級、中学校への進学や進級、高校への進学の時にも利用できます。

【目的】

お子さんの成長発達、就学、進級、子育てなどにおける心配な面について、どのような教育環境が望ましいか、どのような支援が必要か、専門の相談員が保護者とお子さんと一緒に考え、合意がなされた就学先等を決めるために、相談の場を設けます。お子さんにとって、最大の能力が発揮でき、いきいきと成長できるように一緒に考えるお手伝いをいたします。

【対象】

園児等、小学校就学予定のお子さんで、次の事項に該当する方

- * 主治医があり、現在定期的に通院 治療 療育を受けている
- * 発達面や知的面において、診断名を告げられている
- * 特別児童扶養手当を受給している
- * 手帳を持っている(身体障害者手帳・療育手帳)
- * 加配保育士がついている
- * 特別支援学校や特別支援学級の見学・体験をしたい
- * 入学に関して相談するよう、他者から勧められている
- * 普段の生活の中で次のような心配がある
 - ・ 集団行動が苦手、お友達と遊べない
 - ・ 落ち着かず、じっとしてられない
 - ・ こだわりが強い、かんしゃくが強い
- * 相談するほどではないが、園や学校に子どもの様子を伝えておいたら安心だと感じる



【日時】

月曜日～金曜日 / 9:00～17:00 ※祝祭日を除く

【申込方法】

教育委員会へ電話 または 来所

※「就学相談申込書」の記入、提出をお願いします。

* 保護者からの相談申込

* 通園先(保育園 幼稚園)からの勧めによる、保護者の相談申込

* 通園先(保育園 幼稚園)からの相談申込



【申込/問合せ先】

生坂村教育委員会 総務・学校教育係 (子育て支援センター内)

電話：69-2087

【就学相談の流れ】 ※3歳児から相談可能です

- 1 相談申込(5月～)
 - ・ 電話 または 来所にて申込
 - ・ 保護者面談
 - ・ **本人の様子を確認(保育園、幼稚園の訪問及び参観)**
 - ・ 通園先(保育園 幼稚園)からの情報収集
 - ・ 発達検査、医学的所見の確認
- 2 学校見学、学級見学、体験入学、体験学級(随時)
- 3 保護者を含め、検討を重ねる(随時)
- 4 教育支援委員会^{※1}での最終審議後、就学先の決定(翌年1月末)
- 5 就学通知の発送(翌年1月末予定)

※1 生坂村教育支援委員会

村教育委員会が委嘱した委員で構成された委員会。子ども達の適正な就学とより良い支援方法について相談や調査、審議を行います。お子さん・保護者・学校・教育委員会で合意形成がなされた上で、総合的に判断し就学先等を決定する委員会です。